

高知県教育委員会 会議録

平成29年11月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成29年11月28日(火) 13:30

閉会 平成29年11月28日(火) 16:08

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	平田 健一
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼小中学校課長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	酒井 啓至
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	教職員福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	高等学校課企画監	山岡 正文
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	森 克仁
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課課長	土居 靖幸
〃	保健体育課長	山本 儀浩
〃	人権教育課課長	西内 清
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	小島 文晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

【冒頭】

教育長 11月定例委員会を開催する。

教育次長 (提案説明)

教育長 専決処理報告第1号は個人の情報を取り扱う議案のため、付議第1号から付議第6号は高知県議会12月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため非公開の取り扱いとする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

教育長 それでは、専決処理報告第1号及び付議第1号から付議第6号を非公開の取り扱いとする。

【報告事項第1号 県立学校統合校の校章・制服の決定について（高等学校課）】

○高等学校課企画監 説明

○質疑

木村委員	ポロシャツをオプションでというのはどういうことか。
事務局	生徒が学校内で活動しやすいように、またポロシャツであれば風通しがよいということで、ポロシャツも併用することになっている。夏のワイシャツでもポロシャツでもよいということになる。
木村委員	もう1点聞きたいが、制服を無しにする選択肢は持っているか。
事務局	最初から制服を作るという前提でスタートしたので、選考委員会でも制服は無しということは議論には無かったようである。 結局、フォーマルないろいろな場面で、生徒がバラバラの服装より学校としても制服を用意するほうがよい。また、制服があったほうが、値段的にも明確になり、無駄な経費もかからないというようなことも選考委員会を立ち上げるにあたって事前に議論された。
平田委員	高知国際中学校・高等学校の校章だが、羽ばたいてるというイメージがあり、5枚の葉っぱのような羽根のように見える。これはやはり羽根をイメージしてるのか。
事務局	制作者意図としては、県鳥のヤイロチョウなどを考えて羽根というイメージになっている。5枚になっていることについては特にはない。

平田委員	イメージ的に鳥の羽根ということか。
事務局	そうである。
竹島委員	服装のことだが、夏服の場合も黒のハイソックスなのか。
事務局	靴下と靴については今回の制服からは対象外で、今後学校で、靴下の色や靴などについては一定整理していくことになっている。
竹島委員	制服のウエスト部分はアジャスタ機能で大きくしたりできるようになっているのか。
事務局	成長機能が付いており、サイズアップ仕様については6年間、無料で対応するというようなことで聞いている。
木村委員	約5万円というのは、冬・夏合わせてのことか。
事務局	冬服だけで5万円となっている。冬服は5万から5万1,000円位で、夏服は1万5000円から1万6000円位である。スラックスとシャツを合わせた額になる。
竹島委員	他の公立高校と比べて、これぐらいが相場ということか。
事務局	三つ揃えになっているので、どうしてもベストが9,000円位高くなるが、ベストがない学校においてもニットセーターが、7,000円ほど経費が掛かるので、それを含めるとほぼ同じ5万円位になっている。
竹島委員	同じ位はかかっているということか。近くで見ると、このスーツは本当にしっかりとした感じがある。
事務局	選考委員会と学校関係者から意見を聞いたが、高知南中学校・高等学校、高知西高等学校の学校関係者もこのスーツスタイルが一番しっかりしていてよいという意見だった。大人が着ても大丈夫な感じで自分達も着たいというような話もあり、その点は両校とも一致した意見であった。

【報告事項第2号 平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について（人権教育課）】

- 人権教育課長 説明
- 質疑

木村委員	<p>5 ページに日常的ないじめの実態把握のための方法とあるが、アンケートの実施率が100%ではないのは、やるかやらないかは学校に任せているという認識でよいか。</p>
事務局	<p>基本的にアンケートについては、必ず年間最低2回～3回実施をしてもらうように念を押しているが、特別支援学校の一部ではなかなかアンケートができないという状況もあり、そういった状況もここには含まれている。</p> <p>基本的には最低2回は実施してもらい、それをもとに、気になる生徒については面談等で把握に努めてもらいたいとお願いしている。</p>
平田委員	<p>3 ページのいじめの認知件数で高等学校が倍までは行っていないが、かなり増えている。このことは28年度に高等学校でのアンケート調査の取組により出てきたという解釈でよいか。その要因としてどのようなことが考えられるのか。</p>
事務局	<p>アンケートについては、ここ5年以上で必ず実施してもらうようお願いをしており、アンケートを取り立てて今年度始めたということではない。県立学校長会でもお願いしたが、各学校で、とにかくいじめの定義に照らして積極的に認知をしてもらいたいというお願いをしてきた。そのような中でのアンケートの実施により、辛い思いをしている子どもたちを一定把握できるようになり、積極的に認知をしてもらったということである。ただし、このことについては、全ての県立学校で押し並べて認知が積極的に上がったというよりも、結果的に幾つかの学校で積極的な認知があり、数値が上がったということを含んだ数値になっている。</p>
平田委員	<p>説明は理解できたが、違う見方をすると、これまでは見逃してきていた点が今回明らかになったということになる。</p>
事務局	<p>今のいじめの定義が、善意で行ったことでも相手の受け止め方によってはいじめになるというように変わっている。そのため、いじめの捉え方としては非常に幅広くなり、犯罪を伴うようなものまでもすべて引くくめていじめという定義になったので、そこを厳密に捉えてもらい、積極的に認知してもらった結果がこの数値になっていると考えている。</p>
教育長	<p>いじめの定義はもともとそうなのだが、先ほど説明があったように、好意で行ったことでも相手がそれを嫌だと思い、苦になるようなら、それはいじめになるという定義になっているので、そこまで踏み込んだ積極的な認知が多くなったということである。</p>
竹島委員	<p>アンケート用紙をつけてもらえると、アンケートの内容が分かる。小学</p>

事務局	<p>校・中学校・高校のアンケートも内容的には多少違うのではないかと思います。</p> <p>了解した。生徒が実際に一応ベースとなるものを事務局から示して、それを各学校が実態に応じて加工して活用するようになっているので、一律同じ様式になっているものではないが、お渡しできるように準備する。</p>
竹島委員	<p>委員会の作成したものをそのまま使うのではなく、学校が加工して使うということか。</p>
事務局	<p>そうである。学校でベースとなるものに加えて調べたいこともあるし、学校の実態に合わない質問については、内容を変えてもらいながら、とにかくそれぞれの学校で子どもの心の状態を把握できる形をお願いしている。こちらで示しているベースとなるものを改めてお渡しするようにする。</p>
八田委員	<p>まず、暴力行為の発生が大分抑えることができている。これは実際に学校での対応策・支援策が有効に働いているという理解でよいか。</p>
事務局	<p>特に小学校の暴力行為が大きな問題になっており、そのことについては学級担任だけではなかなか対応し切れないということもあり、スクールカウンセラーなど、できるだけ多くの皆さんの力を借りて、早め早めに組織で対応して抑えていくことが、一定できるようになってきたという数値になっていると考えている。</p>
八田委員	<p>ここの文面を見ると、平成 27 年度繰り返し暴力行為を行っていた子どもに対して、H28 はそういった子どもたちに適切に対応して暴力行為を防ぐことができたという理解でよいか。</p>
事務局	<p>実際に 27 年度までは繰り返し暴力をする子どもに対しては、なかなか抑え切れない状況があったが、そういった子どもが非常に減少してきたのは、組織で対応するということが一定進んできたと思っている。</p>
八田委員	<p>もう 1 点。5 ページのいじめの現在の状況で、「その他」というのはどんな状況を意味しているのか。</p>
事務局	<p>「その他」については、実際にいじめがあった場合、今現在「解消しているもの」、あるいは「解消に向けて取組中」という項目がある。「その他」については、28 年度で言えば、例えば 3 月辺りにいじめの認知をしたときに、まだ取組が行われておらず、これから取り組むというケースがある。ここに出てきている「その他」の大半は、これから取組をしていくというものになるので、「解消しているもの」でも「解消に向けて取組中」でもなく、</p>

	<p>「その他」ということになる。まだ取り組んでいないケースが年度末に出てくると「その他」に入っていくということである。</p>
平田委員	<p>もう1点よろしいか。新聞にも記事が出ていたように思うが、①の不登校児童生徒数の表は公立学校のことで、28年度公立学校では1,000人当たり17.1人でよいか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
平田委員	<p>それが②の表にあるように国・公・私立学校を合わすと16.9人という数字になっており、全国の下から2位となっている。公立学校だけで見れば17.1人なのでポイント的には0.2高くなっている。この数字を単純に比較はできないかもしれないが、47都道府県の公立学校の状況だけでいえば、全国でワースト1位か2位のどちらかではないかと思うが、どのような状況か分かるか。</p>
事務局	<p>各都道府県の数値が分かるものは国・公・私立学校の合わせたものだけになっている。ただ、本県の公立学校の数値を単純に国・公・私立学校の都道府県ごとの数値と比較しても、46位となる。</p>
平田委員	<p>この辺りが高知県の大きな課題だと思う。新聞にも大きい課題であるという表現が載っていたと思うが、ぜひ次年度へ向けてどのように対応していくのか、施策や指導方法を検討してもらいたい。大変な状況であると思う。</p>
教育長	<p>そういったことについても、今度の総合教育会議でも話していければと思う。</p>
八田委員	<p>暴力行為に関しては組織的な対応がそれなりに功を奏しているということに対して、不登校も同じような観点で見れる気がするのだが、不登校に関しても同じように取り組んだとすると、何か別の要因があるのか。</p>
事務局	<p>不登校については、事務局としても二つの大きなポイントがあると思っている。現在不登校になっている子どもへの支援と、新たな不登校を生まないということである。これは本県に限ったことではないが、一定改善をして学校復帰を果たす児童生徒がいる一方で、新たな不登校がさらに上回っていくという状況がずっと続いているので、特に新たに不登校になる子どもたちを何とか防止をしていきたい。先ほど委員の言われたように、いじめや暴力行為もすべて地続きで同じものなので、そういったことを校内支援会で組織としてしっかり取り組んでいきたい。そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材との連携をしっかりと取りながら、予防</p>

	<p>的な観点での支援を図っていきたいと考えている。</p>
八田委員	<p>昨年もそういうことはかなり取り組んだのではないか。</p>
事務局	<p>校内支援会を県内全ての学校でという取組は今年度から始まったことで、28年度はまだそこまでではなかった。今後は校内支援会等でしっかり拾い上げながら、早め早めの段階から組織的に支援していきたいと考えている。</p>
八田委員	<p>よろしく願います。</p>
木村委員	<p>初期対応というのはどうするか。</p>
事務局	<p>不登校にポイントを当てると、初期対応として、例えば欠席が見られ始めるが、本当に風邪で休んでいるのかどうか分からない子どもが出てきたり、また保健室に頻繁に出入りする子どもが出てきたりする。このような「あれっ」と思う感覚を教員に持ってもらうことがまず大事だと思っている。そのうえで、そのことを組織にしっかりつなげていく。今現在、校内支援会について取り組んでいるのはこの辺りのことである。</p> <p>校内支援会で検討しようとするれば、まずは個々の教員が持っている情報を組織に上げていかないと検討しようがないため、個々の教員がスキルを上げていくことに、重点的に取り組んでいきたいと考えている。</p>
教育長	<p>上がってきた情報について、できるだけスクールカウンセラーや専門家から意見をもらい、どのように対応したらよいかということをもまに組織として方向性を出し、役割分担して取り組んでいくということかと思う。</p>
竹島委員	<p>不登校の小・中学校の1,000人当たりの生徒数が全国46位となっているが、高知県にはそんなに大規模校が多いわけではない。その中でなぜ教員が把握し切れないのかが気になるのだが、事務局では一定の把握をしているのか。やはり大規模校に偏っているのか。それとも、いろんな学校で不登校は起こっているのか。</p>
事務局	<p>一概には言うことはできないが、小規模校でも起こっている。大規模校だから不登校生がいる、小規模校だからいないということではない。</p>
竹島委員	<p>大規模校は目が届きにくいということがあるのではないか。</p>
事務局	<p>小規模校の中では、一番大きな問題になるのはやはり人間関係で、固定化された人間関係の中でなかなか改善が難しいというケースもある。原因は一つではないが、小規模校では、人間関係につまずくとなかなか登校できない</p>

竹島委員	<p>というケースは少なくないと考えている。何とかその人間関係を修復していくということも重要である。</p>
事務局	<p>個々とのつながりについては、教員や地域の方で密にできるのではないか。</p>
事務局	<p>できるケースもあるし、なかなかできないケースもある。そのようなケースのために教育支援センターにスクールカウンセラーを配置している。そちらで関わりを持ちながら、少なくとも家から出して教育支援センターにつなぐ。そこで支援が順調にいけば学校へつなぐというように段階的にやらなければいけないケースもある。個々の子どもによって関わりは変わってくると思うが、色々な人の力を借りながら何とか学校復帰につなげていきたいと考えている。</p>
竹島委員	<p>逆に大規模校に対してはどうか。</p>
事務局	<p>大規模校については、先ほども説明したように、校内支援会がまずベースだと思っている。支援会にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが入っているので、そこでケースを対応していく。また、大規模校の場合は、校内支援会で検討しきれないほど課題のある子どもが多くいるので、校内支援会で検討する部分と学年会などで検討しながら支援策を検討する部分など、色々なことを織り交ぜながら、いずれにしても組織で対応していくことが大事だと考えている。</p>
教育長	<p>事務局から説明があったように、組織的な対応が大事であるという思いを持っている。今後もしっかりとした取組をお願いしたい。</p>

【専決処理報告第1号 平成30年春の叙勲候補者（学校保健功労）の推薦者の取り下げに関する専決処理報告（保健体育課）】

○保健体育課長 説明

○質疑

<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>【非公開議案】</p> <p>本専決処理報告を承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本専決処理報告を承認する。</p>
----------------------------	---

【第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

八田委員	まず高知城の石垣は、これは測量だけでこれ位の予算ということは、修復するとなるとすごいお金になるのではないか。
事務局	4000 か 5000 万円掛かるが、実施設計をして、それから工事ということになる。1 億円近く掛かる可能性もある。
八田委員	特別支援学校の学校運営費、調理業務委託の契約期間が中途半端に見えるが、これは何か意図があるのか。
事務局	実際は 30 年 4 月からの業務になるのだが、早く契約をする必要があるということでこのような期間になっている。
八田委員	実際の業務は 4 月 1 日からということか。
事務局	来年度の 4 月からとなる。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

中橋委員	この給料表の見方だが、公務員ではないので分からない。職務の級が 4 級あるが、号給は何によって決まるのか。
事務局	資料の 5 ページの給料表を見ていただきたい。5 ページは、小学校・中学校等教育職給料表だが、1 級～4 級までの職務の級となる。給与条例の中で、1 級については講師の職、2 級については教諭、特 2 級については主幹教諭や指導教諭、3 級については教頭職、4 級については校長職ということで、基本的に上の級に上がるということは昇任するということになる。教諭の場合は 2 級 16 号給で採用され、その中で 1 年間の勤務成績に応じて査定昇給をしているが、毎年 4 号から 8 号昇給していくことになる。また、ステップアップして主幹教諭になれば特 2 級に昇格することになり、そこで昇給する。昇任しなければ上の級に上がっていかないことになっている。 それと給料表の 8 ページを見てもらうと、2 級 149 号給が 41 万 5800 円となっているが、これが最高号給となっているので、教諭の場合はこの 2-149 が

	最高号給となり、これ以上は上がらないということになる。
中橋委員	号給は1年ごとに上がっていくということか。
事務局	基本的に普通昇給であれば4号昇給する。査定の結果として良好であれば4号昇給することになる。例えば2-16で採用された教員が1年間良好に勤務すれば2-20となる。査定の結果、昇給区分が特に優秀であれば8号になるので、2-16に8を足して、2-24ということで、査定昇給の結果を給料に反映させていくことになる。
木村委員	初めて教員になった人は何号からになるのか。
事務局	2-16がスタートになる。
木村委員	なぜ1~15が要るのか。
事務局	初任給の位置づけが、2-16になっている。これは人事委員会規則に基づいており、大卒の初任者は2-16からのスタートとなる。1~15号級は使わないということになる。
木村委員	昇任せずに最後まで教壇に立ちたいという先生もいると思うが、そういう先生方の定年を迎える頃の号給は大体どの辺りになるのか。
事務局	5ページから小・中学校の給料表がある。2級の教員の給与になり、8ページにある2-149が最高号給で41万5800円になるが、大体50歳代の途中でここに行き着くような感じになると思う。
木村委員	それを考えると、教頭との差があまりにも少ない。
事務局	教頭には管理職手当が措置される。管理職手当が6万から7万位になる。
木村委員	退職金はこの給料表を基にしているのではないか。
事務局	退職金については、退職日の給料月額に勤続年数別支給率をかけた基本額と退職手当調整額になっているが、調整額は職責に応じたものを5年分見ることになっている。100万~300万程度の額となる。
教育長	ちなみに退職金については、今回の付議案件ではないという話だが。
事務局	5年ごとに国家公務員退職手当の見直しをやっており、人事院が平成27年

	<p>度に民間の支給状況を調査したところ、国家公務員の方が、78万円ほど高かったという結果であった。現在職員団体と交渉中だが、教員の場合は、本年度退職者から80万円位引き下げるということを提示して交渉に入っている。</p> <p>今回は、職員給与条例の改正条例等とあるが、その中に行政職員として知事の条例と教職員の条例として学校職員の条例、警察の条例の3つあるので、そのことについて教育委員会に付議をするということだが、退職金条例についてはもともと1本の条例になっているので付議事項ではない。退職金の見直しについては、このようなルールでやってきている。</p>
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

【第3号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑

教育長	入居団体について説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、参考資料4をご覧ください。改築前については、2階に「県警少年サポートセンター」があり、様々な非行に関する少年たちへの対応などをしてもらう施設があった。3階には「はまゆう教育相談所」という教育相談を受ける民間団体と「青少年育成高知県民会議」が入っていた。それから1階の建物の外側に、NPO法人の「要約筆記 やまもも」が入居していたという従前の状況であった。</p> <p>改築後には、まず2階には引き続き「県警少年サポートセンター」が入居し、3階には先ほどの民間の教育相談施設「はまゆう教育相談所」、併せて「高知県小中PTA連合会」に新たに入居してもらうことになっている。そして4階に県の思春期相談センター「PRINK」に新たに入ってもらおうようになっている。</p> <p>また、3階に入っていた「青少年育成高知県民会議」だが、この団体自体の運営を児童家庭課が行っているのので、こちらは県庁4階に事務所を置いており、引き続き入居することはないということである。</p>
平田委員	使用料の説明があったが、改築後に入る団体の中には公的な団体もあると思うが、私的な団体にはどれ程の使用料を求めるのか。
事務局	こちらに入ってもらおう団体については従来から入居・使用に係る分は目的外使用許可を出し、使用料は無償で対応してきた。光熱水費についてのみ負担してもらおうという考え方でやってきており、これについては、改築後の施設にお

	<p>いても、同様の考え方で光熱水費のみ負担をしてもらうように調整している。</p>
教育長	<p>入居については、どのような考え方や基準で認めるのか。</p>
事務局	<p>子どもたちの教育相談的な機関であるということで、子どもたちを支援してもらえる機関を選定させてもらった。従来から入っている機関については今後も入ってもらうように調整し、新たに入居希望の団体については、選定したうえで、「PRINK」、そして「小中P連」の今回の入居を認めたという形で整理している。</p>
教育長	<p>音楽スタジオについて、半額ではあるが有料にするという考え方を説明してもらいたい。</p>
事務局	<p>音楽室についてはもともと壁や天井などのコストが他よりもかかっており、また、このような音楽スタジオの施設は、県外でも無料にしているところはない。平成16年度に音楽スタジオができたが、当時は近辺に他の音楽スタジオがあり、民業圧迫にならないように一定の額はもらっていくという考え方で始まっている。その状況は今も変わらないことなどを教慮して、従前4分の3だったものを若干下げて半額負担してもらうことにした。</p>
中橋委員	<p>8ページに建物の課題への対応として、青少年への相談援助機能の強化を図り、青少年が集いやすい場所としての改築・増床を決定とあるが、改築後に入る団体で、少年サポートセンターはよいとして、青少年の相談援助機能の強化を図るための施設になっているかという点はどうなのか。</p>
事務局	<p>これまでも子どもたちの相談援助機関が入っていたと思うが、今回新たなところでは、県の思春期相談センター「PRINK」が入っており、ここは相談援助機能の強化に沿った所ではないかと思う。また、子どもたちを支える機関ということで「小中P連」にも入ってもらっている。従来から子どもに通じた支援と一緒に活動している団体であるので、相談援助機能の強化にも当たるのではないかと考えている。</p>
中橋委員	<p>それぞれの団体で横のつながり、横の連携ということは考えているか。</p>
事務局	<p>直接それぞれの団体同士が直につながりを持っているかという点では、まだ薄いかも知れない。しかし、指定管理団体を通じて、一緒にいろんな活動をしていきたいという提案も受けているので、その中で連携や協働が図られていく部分はあるのではないかと考えている。</p>
中橋委員	<p>新たにきれいな建物になり、建物の目的が「青少年の相談援助機能の強化を</p>

事務局	<p>図る」ということであれば、青少年の相談のワンストップセンターのような機能を持った形にした方がよいのではないかと思う。何となく以前のものが、そのまま横流れで入ってきているような感じがする。</p> <p>改築前の平成 25 年あたりから、特に非行傾向にある子どもたちへの支援、相談機能を強化していこうという流れが前段にある。平成 25 年にそのようなことを知事部局とも相談をしながら、例えば児童相談所の少年非行に関わった職員を県警少年サポートセンターに職員として2名派遣するとか、あるいは教育委員会の人権教育課が職員をこちらに派遣して一緒に活動しているなど、改築前から一定ワンストップを目指して、福祉との連携という部分も含めて取り組んできた経緯があり、その流れは引き継いでいると考えている。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【第 4 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑

木村委員	<p>「たびびと」はどういった団体なのか。</p>
事務局	<p>NPO法人で、この団体はこれ以外にも県の他の施設の指定管理を受けている。そういう意味でも、様々な経験を持つ職員がいる団体であると思っている。</p>
教育長	<p>他ではどんなところを管理しているか。</p>
事務局	<p>高知市内の比島にある交通公園の委託を受けて運営していると聞いている。</p>
木村委員	<p>管理代行料と参考金額の差が 1,000 円違いですごく近い感じがする。</p>
事務局	<p>もともとこの金額は県の方が考えている程度で代行料を明細を付けて公表し、それを参考に積算をして出してもらっているため、このような結果になっている。</p>
中橋委員	<p>年ごとに少しずつ違うのは何か理由があるのか。</p>
事務局	<p>初年度は実質 4 月から準備に入るが、6 月までは管理運営に直接係る人件費等はないため、その点で 1 年目が低くなっている。2 年目以降については採用された職員の給与が年々上がっていくので、その分が少しずつ加味されると</p>

中橋委員	<p>というような積算になっている。</p> <p>具体的にこの「たびびと」が運営を始めて、今までと違った提案があって来場者・利用者が増えたというような、一つでもよいので何かエピソードはあるか。</p>
事務局	<p>平成 24 年から運営してもらおう中で、やはりどのように入場者を増やそうかということが課題としてあった。その中で提案があったのは、夏休み中は無休でオープンしようということだった。夏休みは、特に受験勉強や就職に向けた勉強、資格取得のための勉強などがあるため、そういう点に配慮できるようにしたいという提案だった。無休で夏休み中オープンして、さらに工夫して、施設内で昼食を食べることができるスペースも準備しようという提案もあり、導入につなげていったことが実際にあった。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【第 5 号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（文化財課）】

○文化財課長 説明

○質疑

教育長	<p>これは入交グループのみの応募ということで、選考委員会は受けるだけの能力があるかどうかを審査するという、そういう考え方の選考委員会ということではよいか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
教育長	<p>総得点 437 点で合格ということだが、そもそも何点なら合格なのか。</p>
事務局	<p>特に何点以上という基準は決めておらず、採点結果により委員の間で協議・審議してもらい、その理由により決定するというように考えていた。今回は点数も、100 点満点中 88 点という高い得点で、意見にも適当であるという言葉があったので、指定管理者として適当と位置付けた。</p>
教育長	<p>そうなると、点数で合格としたわけではなく、点数を一つの拠りどころにして総合的に判断して合格としたという考え方でよいか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>

教育長	<p>管理代行料だが、サービス改善提案事業 100 万円を加算するのは、先ほどの説明では、運用指針に基づいてと言っていたが、実際には公募要領などに書かれているのではないか。</p>
事務局	<p>運用指針に基づいて、応募要領の中で、事業者に対して、事業者が行いたいサービスがあれば提案するように示していた。それを審査して適当と認められれば、さらに加算した額が出せるということを説明していた。</p>
教育長	<p>それでは、今回 100 万円を認めたのはどういう事業に対してのことか。</p>
事務局	<p>提案は複数あるが、ユニフォームの新調と語学研修による接客スキルアップということであった。ユニフォームの新調は、今グリーンジャンパーで統一しており、まだ具体的に決まっている訳ではないが、お城に来たという実感を持ってもらえるような少し時代感のある衣装のようなものにしていきたいということである。それから語学研修による接客スキルアップについては、最近インバウンドで外国人観光客も増え、外国客船なども来ており、その国の言葉で会話を交わせるようになるためのスキルアップをしたいというサービス改善提案であった。これらを審査してもらい適当ということになった。また、このサービス改善提案事業はどんな指定管理者でもできるものではなく、対象施設が定まっている。指定管理で応募を行うということと、年間の施設利用者数が 10 万人以上であるということ。高知城の場合は直近 28 年度が 27 万 9,000 人ということで 10 万人を超えている。また、このようなサービス改善の効果施設利用者数の増に現れることが見込まれる施設であること、といった三つの理由がある。</p>
平田委員	<p>指定管理料にも影響が出てくるように見ていたが、この 4 ページの表は事務局が作った表か。入交グループが作った表ではないということか。</p>
事務局	<p>28 年度までは実績数値で実際の決算額である。29 年度は予算額である。30 年度以降に関しては、今期であるが、これは入交グループが計算して出した予算額である。</p>
平田委員	<p>では、事務局に質問してもいけない内容になるかもしれないが、入館者でいわゆる利用料収入を出していると思うが、何か駐車料金もあるという説明があったように思うが、入館者が 30 万人あれば利用者収入が 1 億 2000 万で H30 と H32 は同じになっている。しかし、入館者が 27 万人のときは H33、H34 と比べて H31 だけ利用料収入が高くなっている。それはどうしてなのか。利用料収入を高くしており、それが高くなることによって、指定管理料が低くなっている。このことはどのように理解しているか。</p>

教育長	入館者数は全く同じなのに、なぜ100万円多く入るとい見込みになるのかということである。
事務局	過去の実績については、必ずしも入館者数イコール利用料ではなく、全ての利用者が、正価420円の入館料で入るとも限らない。過去の実績27万9,000人の中にも無料で入った方もいるし、団体料金で入った方もいるということである。そういった試算の仕方が他の実績と今後の見込みにおいて、少し違ってきているということが数字の違いになるかと思う。
教育長	これからの話であり、いずれにしても31年と33年の状況がどのように変わるか明確に分かっているならそれを反映したと言えるが、そもそも31年と33年がどう違うかということは分からないのではないか。
教育次長	何か違う状況があるからそのような見込みになっているのではないのか。
事務局	先ほど申し上げた数値のうち、入館者の見込みに関しては県の方で見込んでいる数値である。先ほどはすべて入交の見込みであるという言い方をしたが、入館者の方は県で一定見込んだ数字で、一方で利用料収入等の金額は入交が自ら見込んだ数値であり、その際に、人数的にはこれぐらい下がるであろうという見込みでこの金額となっている。
中橋委員	最後の指定管理料の金額を合わせるために調整したのだろうか。
木村委員	31年、33年、34年を足して3で割った数字を合わせた方が整合性があるのではないか。
事務局	27万人という同じ数字なのに年度で金額が違うというニュアンスか。先ほど申し上げたとおり、入館者は県の見込みの数字を記載しており、利用料の金額は入交の試算を記載している。30年度が幕末維新博2年目、32年度がオリンピック・パラリンピックということで高いところで推移するというように推定している。32年のオリンピックが終わると、少し反動で下がることが見込まれることから、入交の方で総額を下げたと一定考えられる。
平田委員	私は単純に考えているのでよく分からないが、31年度だけ何かおかしい。いろいろ関連して眺めて見てみると、5年間の1年分の調整のために31年度へ振っているということであれば分かるが、31年度は何かすべてにバランスが取れていない。その点は事務局で、どうしてなのかという数字の置き方を、逆算してみれば良いと思う。

教育長	<p>このような表を見ると、先ほどから話があるように、1億2,750万という数字があって、それに数字を合わせたのではないかと見られる。そもそもその指定管理料の根拠が非常にあいまいなのではないかというような話になってしまう。そのあたりをしっかりと説明してもらいたい。</p>
事務局	<p>申し訳ない。入館者の人数は入交の方から提示はされておらず、ここの数字が空欄になってしまったと思いき、県が想定していた人数を入れたことから、左右の欄でバランスが取れていないようになっていることについては申し訳なく思う。繰り返しになるが、これまでの人数を見てみると、30万人というのはかなり高く見込んでいる。ちなみに29年度は21万5,888人とあるが、この数値だけは有料入館者数の数字になっている。この数字しかないことから、この年の数字だけ少しへこんでいるようになっているが、ここも見込みでは30万人程度になろうかと思う。入館者数は、これから先の数字については県の見込みということで、左右で少し整合が取れていないことについては、お詫びしたい。31年度が少し高いのは、先ほどの説明のとおり30年度、32年度の高いところが維持されるのではないかとということで利用料収入が高い数字になっている。</p>
木村委員	<p>要はこの表の中で、Cだけが確定のもので、A、Bと入館者数は想定ではないか。それなら、入館者数が一緒ならほぼ一緒しておく方が無理がないのではないかという話である。なので入交とも話して、そこを少し調整した方が、第三者が見たときに不要な疑問が無くなるのではないか。</p>
事務局	<p>分かった。入館者数を県の想定をそのままはめ込んでいるのが原因であるので、整理したい。</p>
教育長	<p>根本的な話として、先ほどの塩見プラザではないが、指定管理料を積算するのは、一定発注する側がこれだけのものが妥当であろうという金額を積算して、その範囲内であれば認めましょうというのが本来の姿ではないか。今の説明でいくと、向こうが積算したものをそのまま認めたという話になってしまう。それでは主体性が全くない。</p>
事務局	<p>その前提を説明していなかったが、今のお話のとおり上限が決まっている。その上限の範囲内で今回提案されている。</p>
教育長	<p>その説明を間違えてしまうと、何か言い値で認めたというような説明になってしまう。</p>
教育次長	<p>1億2650万円が上限なのか。上限いっぱい提案しているのか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>

教育次長	それは、財政当局と利用料収入や支出を見合わせてこの額を決め、その範囲内で提案をしてきたということでしょうか。
事務局	そうである。特に入館者については、28年度、29年度と幕末維新博等もあり人数が増えてきていることから、高く見込んで出している。事業者側からすると少し厳しいというような声もあったが、県としてもできるだけ努力はするので何とかということで、均等な金額で事業計画を出してもらったということである。
八田委員	あまり手続きがよく分かってないが、事業計画書みたいなものを応募のときに出してくるのか。それはこういう場ではオープンにはできないものなのか。
事務局	オープンにできないかどうか、細部まで分からないが、今回は付けていない。
八田委員	29条に事業計画書の中身を精査すると文言として書かれていて、事業計画書の内容が良いものを選定することとするとあるので、恐らく選定委員会ではそうされたと思うが、ここでは結局そういうことが分からないままに決定したという報告だけになってしまうと、内容を議論する余地がないような気が少しするのだが。
事務局	申し訳ない。こちらの方から必要な事項については仕様書で示して、こうした内容をやってもらいたいということは示している。
八田委員	質問は、事業計画書というものはあるということか。あるのならば、それを委員会に出しても構わなければ、できれば次から付けてもらった方がいいような気がする。
事務局	分かった。
教育長	全てそのままではないにしても、要約したようなものでもいいと思う。
事務局	全部で72ページぐらいになるので、これからは概要的なところが分かるようにしていきたい。ちなみに項目で言うと、管理計画、利用者に対するサービスの向上、管理経費の削減を図る目的、資格への対応、職員の資質向上、公園内施設の混雑時の対応、文化財の管理、公園内の清掃作業、事務管理作業等々、経費も含め、そういった項目についてこの5年間、事業者としてこういう方針でやっていくということを書類にしたものである。
教育長	今言われたように、資料が足りないことや説明の仕方についてしっかり整理

	してもらふことを前提に議決を取ってよろしいか。
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

【第6号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（文化財課）】

○文化財課長 説明

○質疑

木村委員	先ほどの高知公園の指定管理者を選んだときと同じ選考委員か。
事務局	選考委員は全く違う。見るところが違い、この場合は企画と普及啓発等が業務になるので、そういったところを観点にしている。あるいは埋蔵文化財保護に関する知見のある人たちに見てもらっている。
中橋委員	この審査委員会の総得点が78.8というのが高いのか低いのかよく分からないが、こういったことを扱える地域の唯一の団体という話かと思うのだが、唯一であれば、さらにその能力をアップさせるというか、この得点が上がるように何か団体に働きかけるなど、そういうことはあるのか。
事務局	この審査会では点数が78点だったが、非常に限られた職員数の中で、学校に行ってお出前講座なども非常に積極的に行っているというような評価等もいただいた。さらに連携力というか、やって欲しい内容としては、例えば地域経済に寄与するようなことも考えて欲しいとか、商店街との連携であるとか、近所のお店と連携するというようなご意見、あるいは広報ではSNSを活用するとか、埋蔵文化財の見せ方として、ドローンを飛ばして上から見せてみるというような、少し別の見せ方をしてみるようなことも考えてはどうかという提案があったので、これらを事業者の文化財団に伝えて、また検討してもらおうというように考えている。
八田委員	例えば、選定するのに公募はしないというのは理由があって公募をしないということなのだが、仮に公募をする場合は、事業計画書を出させて選定する。この場合は、議会には通さなくてよいのか。
事務局	これは指定管理の制度になっているので、指定管理の場合は公募するしないに関わらず議会にかけることになる。
八田委員	例えば、仮に公募したとすると、実績がなかったとしても、競合して出てく

事務局	<p>るところはありそうか。</p> <p>断言はできないが、おそらく、少なくとも県内にはないと思う。施設の内容は、例えば、単に出前教室に行くということであれば、講師を雇って連れていく、派遣するというのも想定されるが、企画展示というものがあり、今まに行っている「モノからわかる城下町ヒストリー 発掘調査から見る武家屋敷と住人」という企画展は、オーテピアになろうとしている敷地内から発掘された遺跡や、埋蔵文化財センターが発掘した遺跡、高知市の中心地から発掘された遺跡や発掘物などを企画展として展示するわけだが、こういったことを行う場合には、やはり実際に発掘時の状況を把握し、報告書も作り、内容を十分に深く理解しているセンターが企画・展示を考えるというのが最も適当な展示になるかと思う。そういった意味では、不可分であり、発掘調査を行っている文化財団で実施することが適当であると考えた。</p>
八田委員	<p>先ほども意見があったと思うが、そうすると結局は固定されてしまい、その時にどのようにして問題をフィードバックし向上させていくのかという仕組みがあまりはっきりしておらず、公募はある意味そこにハードルがある。次の公募に通らなければならないなら、いい事業計画を練らなければならないが、そういうことはない訳で、事業計画も出さなくていいとなっているのか。</p>
事務局	<p>審査委員会に事業計画を出してくる。事業計画を審査・採点し、先ほど説明した点数に至ったということであり、その内容に関しても競争相手がないから競争性が働いてないのではないかというご意見があったが、非常に努力していただいております。今期の25年度から29年度の間には、休日、土日の開館も進め、今は、企画展開催中は基本的に開館をするという方針に改めて、より県民に知ってもらおうという努力は絶えず続けている。</p>
八田委員	<p>その努力は評価すればいいのだが、結果として評価するものはいろいろある。ここに来た見学者の数であるとか、そういうものも評価したうえでやっているということか。</p>
事務局	<p>そうである。そうしたこれまでの実績も評価しているし、なおレベルアップするにはこんなことをすればよいという審査委員の方からあった意見等を、フィードバックしているという状況である。</p> <p>また、年度ごとに事業所のその年度の評価をしている。</p>
木村委員	<p>その他収入というのは入館料か何かか。</p>
事務局	<p>入館料は取っていない。その他収入78万8,000円の内訳だが、職員から徴収する駐車場代と公開講座で材料代をもらう場合があるものを、収入として計</p>

	<p>上している。それから、その他収入として、文化財団本部の教職員互助会の方から助成金を受けており、その助成金をその他収入として計上している。</p>
教育長	<p>先ほどの説明の中で、管理代行料が前の5年から比べて安くなっているとあったが、いくら程か。</p>
事務局	<p>300万円弱になっている。</p>
教育長	<p>300万円弱ということは、5年間で割ったら1年間60万。それで、説明では、職員の派遣が増えるのという話だったが、1人の人件費だと年間800万ぐらい掛かるのではないか。その説明と年間60万円の差というのは全然整合性が取れていないのではないか。</p> <p>そもそもその派遣職員の数というのは、その指定管理者と契約をするのか。</p>
事務局	<p>教員等を派遣する際には、契約して派遣するように取り組んでいる。金額が見合っていないというご指摘を受けたが、そうした減の要因としてご指摘のことがあるが、一方で増の要因として、先ほど説明したように土日開館も始めたので、開館日の増加に伴う光熱水費や、29年度には、より見やすいようにホームページをリニューアルした際の保守委託費が新たに発生したこと、また新たな事業の実施等もあり、そうしたことも勘案して、増の部分がある。相殺すると約300万円弱の減になったということである。</p>
教育長	<p>少し質問の仕方を変えるが、派遣する職員の数によって、毎年委託管理料が決定されてくるということは、その派遣する職員の数が変わったらこの指定管理料もその実績によって変わってくるということか。</p>
事務局	<p>そうである。毎年度変わってくる。</p>
教育長	<p>この契約金額の範囲内で減額されていくというふうに理解したらよいか。</p>
事務局	<p>そうである。基本的に増はない。増額する場合には、債務負担行為の変更となるので、議会に説明をして議決をいただいて債務負担行為を履行することになる。</p>
教育長	<p>今の金額では県からの派遣は何人という前提か。</p>
事務局	<p>今回は県派遣職員4名で考えているので、4名掛ける5年で20人役というふうに考えている。</p>
教育長	<p>だから、必要経費の中から4人分の人件費が引かれているということか。</p>

事務局	そうである。
平田委員	お聞きしたいが、この高知県文化財団には、大変専門性の高い職員がいるということだが、その方は何名いるのか。県職員も入っていると思うが、4名全員がそうなのか。専門性が高く、なかなか普通の人ではその仕事はこなせないというふうに思うが。
事務局	財団で雇われているプロパーの職員が現在5名である。メインでなくサブ的な立場になるが、教員もその中に入って、補助する形で発掘等を行っている。
平田委員	その専門性については、財団に入っている人はすべて考古学の権威ある人たちなのか。
事務局	まず発掘の作業を行うことと、それから発掘した後の調査報告書を書くということがあるので、そういった報告書が書けるような専門性を持っているということである。 経歴については、募集時に大卒以上で考古学を専攻している者ということを明記している。
木村委員	あまりにも専門的すぎて、何が正解なのか私には少し分かりづらいのだが、例えば他の県で同規模の施設であるとか、同様のことをやっているとあると思うが、そことの突き合わせをしながら、ある意味妥当な金額になっているという資料を持っており、これ位だろうとしているのか、もしくはそういった点は全く知らないのか、その辺りはどうか。
事務局	金額に関しては、過去の実績の平均額等をベースにして、事業計画を参考に資料を提出してもらい、こちらで助成費として認めるかどうかを見ながら、上限額を決め、相手方に仕様書として示している。このため、他県との比較はしていないが、運用に関しては毎年度、その運用が適切であるということを確認しているので、過去のものを見てということになっている。
教育長	規模が違うとは思いますが、他県のものも確認しておいた方がよいのではないかと思います。ただ、必ずしも指定管理でやっているということでもないかもしれない。
事務局	香川県などは直営でやっている。
教育長	直営でやっているところもあるということだが、直営のところと指定管理でやっているところ等がどのくらいあるのか、また委員の質問にあったように指

事務局	定管理でやるときに、どういう形でしているのかは確認しておいた方がよい。 了解した。雇用され企画などを行っている職員数など、どういった規模でどういうふうにやってるのか等について確認しておきたいと思う。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

専決処理報告第1号 承認
付議第1号から第6号 原案どおり議決

※付議第1号から付議第6号議案については、非公開議案であったが、平成29年12月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。